「死亡」における墓地承継承認申請に係る必要書類について

（チェックシート）

記入してください。

１、名義人（使用者）等

①承継者（申請者） ※新しく墓地名義人となる方	
②被承継者（既使用者） ※現在の墓地名義人の方	
③現在、使用している墓地の名称及び使用区域	津名公苑 ・ 岩屋茶間 ・ 富島 ・ 室津 ・ 仮屋　　墓地 （　　－　　－　　）区域

✔してください。

２、必要書類（次のとおりです。）

名　称	内　容	チェック ✔
①墓地等承継承認申請書	必要事項をご記入のうえ、承継者（申請者）の**「実印」**を押印してください。なお、永代使用許可証がある場合は、**「認印」**で結構です。	
②誓約書	必要事項をご記入のうえ、承継者（申請者）の**「実印」**を押印してください。なお、永代使用許可証がある場合は、**「認印」**で結構です。	
③承継者（申請者）の本籍地が記載された住民票等	本籍地を所管する市（町村）役所で、承継者（申請者）の**本籍地が記載されたもの**を取得してください。	
④被承継者の除籍謄本等	本籍地を所管する市（町村）役所で、被承継者（名義人）の**死亡日が記載されたもの**を取得してください。	
⑤承継者（申請者）と被承継者の続柄が記載された戸籍謄本等	上記③④により、承継者（申請者）と被承継者（名義人）の続柄が記載されている場合は不要です。	
⑥永代使用許可証（被承継者へ使用許可時に交付している許可証）	**紛失された場合は、**下記⑦の承継者（申請者）の印鑑証明書を添付してください。	
⑦承継者（申請者）の印鑑証明書	**上記⑥の永代許可証を紛失された場合は、**住所地を所管する市（町村）役所で、承継者（申請者）の印鑑証明書を添付してください。 （発行日から３ヶ月以内のもの）	

３、問い合わせ先（申請書類の提出先）

〒６５６－２２９２　兵庫県淡路市生穂新島８番地

淡路市市民生活部生活環境課　衛生業務係（３７番窓口）

ＴＥＬ０７９９－６４－２５２３（直通）・ＦＡＸ０７９９－６４－２５６５（直通）

※申請書類を郵送される場合は、必ず「簡易書留扱」としてください。

※この用紙を市（区町村）役所の戸籍担当窓口へご提示いただくと、スムーズに関係書類を取得することができます。